



令和2年4月17日

積極的な PCR 検査の実施及び検査の推進に向けた 体制整備について千葉県知事に要望しました。

新型コロナウイルス感染症に係る医療崩壊を回避するため、令和2年4月15日付け厚生労働省からの通知に基づく県医師会等への運営委託等による PCR 検査の体制整備について、習志野保健所管内の鎌ヶ谷市、八千代市と連名で、本日、午後3時に千葉県知事に要望書を提出しました。

習志野市は法令上、保健所の設置できない「一般市」であり、感染者への対応や調査は千葉県の設置する保健所(習志野健康福祉センター)が行うこととなっております。(千葉市(政令市)、船橋市(中核市)、柏市(中核市)には市立の保健所があり、感染者への対応を、独立して実施しています。)

なお、同様の要望書を習志野健康福祉センター長にも提出します。

【市長コメント】

感染拡大防止については今それぞれが一生懸命に取り組んでおります。

感染者対応は県と特定の市にしかない保健所しか対応できません。

こういう時こそ原則に従った指揮系統で対応いただきたいと考えております。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための積極的な PCR 検査の実施
及び検査の推進に向けた検体採取の体制整備に関する要望書」

【問い合わせ】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

担当 はなわ 塙 久子(主幹)

電話 047-411-7037

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための積極的な PCR 検査の実施及び検査の推進に向けた検体採取の体制整備に関する要望書

現在、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市の習志野保健所管内の3市では、日々新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいるところでありますが、感染者は増加の一途をたどっております。

このような中、3市の医師会においては、医療崩壊という危機的事態を回避するために、独自の判断でドライブスルー方式等による PCR 検査の検体採取の実施について検討をしており、市に対し共同実施することについて要請がありました。

しかしながら、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律では、患者の検体の提出を担当させる病院等の指定及び提出を受けた検体の検査の実施は県知事の権限とされていることから、千葉県における判断及び責任により実施されるものであると認識をしております。

このようなことから、以下について、早急に対応いただきますよう要望します。

千葉県が主体となり、令和2年4月15日付け厚生労働省からの通知による県医師会等への運営委託等をもって、PCR検査の体制を整備すること。

令和2年4月17日

千葉県知事 森田 健作 様

鎌ヶ谷市長	清水 聖士
習志野市長	宮本 泰介
八千代市長	服部 友則